

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	明治ホールディングス株式会社
【英訳名】	Meiji Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 松尾 正彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目4番16号
【電話番号】	03(3273)4001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 人事総務部長 岩下 秀市
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目4番16号
【電話番号】	03(3273)4001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 人事総務部長 岩下 秀市
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役として、松尾正彦、左座理郎、塩崎浩一郎、古田純、岩下秀市、川村和夫、小林大吉郎、佐貫葉子、岩下智親及び村山徹の10名を選任するものであります。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役として、松住峰夫、田中弘幸、渡邊肇及び安藤まことの4名を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、今村誠氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬等の件

当社グループの企業価値向上のためのインセンティブ付与および取締役と株主との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当該株式報酬制度に基づき取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の額を、新たに年額2億円以内と設定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案					
松尾正彦	1,117,727	19,642	10,016	(注)1	可決(96.13%)
左座理郎	1,124,971	21,178	1,237		可決(96.75%)
塩崎浩一郎	1,124,983	21,166	1,237		可決(96.75%)
古田 純	1,124,996	21,153	1,237		可決(96.75%)
岩下秀市	1,124,988	21,161	1,237		可決(96.75%)
川村和夫	1,124,973	21,176	1,237		可決(96.75%)
小林大吉郎	1,124,688	21,461	1,237		可決(96.72%)
佐貫葉子	1,137,050	9,099	1,237		可決(97.79%)
岩下智親	1,141,762	4,387	1,237		可決(98.19%)
村山 徹	1,144,839	1,310	1,237		可決(98.46%)
第2号議案					
松住峰夫	1,133,395	13,662	336	(注)1	可決(97.47%)
田中弘幸	1,117,524	29,529	336		可決(96.11%)
渡邊 肇	1,146,139	918	336		可決(98.57%)
安藤まこと	1,146,030	1,027	336		可決(98.56%)
第3号議案	1,146,255	801	336	(注)1	可決(98.58%)
第4号議案	1,127,692	19,235	474		可決(96.98%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合は、当該株主総会に出席した株主の議決権の数(当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する、事前行使分及び当日出席のすべての株主分のうち、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分のうち、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主分のうち、各議案に関して賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上